

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について（案）

（新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請）

1. 対象期間

令和 3 年 4 月 2 7 日（火） 0 時から
令和 3 年 5 月 9 日（日） 2 4 時まで

※ 感染状況によっては変更することがあり得る

2. 対象施設

食品衛生法第 5 2 条に定める飲食店営業許可を受けている以下の施設

① 接待を伴う飲食店

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に該当する営業を行う店舗）

② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

3. 対象区域

青森市繁華街（本町 1 丁目～ 5 丁目、橋本 1 丁目）

※ 国道 4 号線北側・柳町通り東側・平和公園通り西側に囲まれた地区

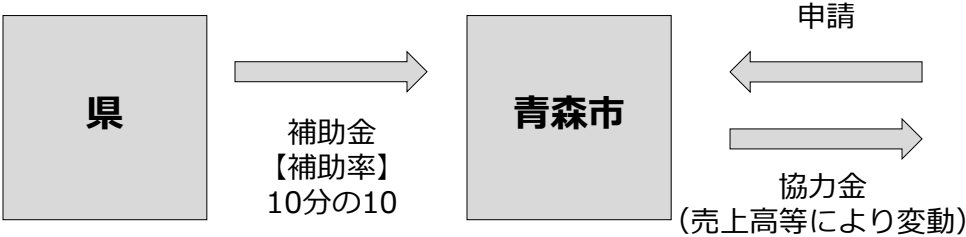
4. 要請内容

5 時から 2 1 時までの時間短縮営業

(仮称) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金

青森市繁華街を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月27日（火）0時から令和3年5月9日（日）24時までの間、5時から21時までの営業時間短縮の協力要請について、感染防止対策を徹底した上で、全期間、全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」を支給します。

【①実施スキーム】



青森市繁華街※1で食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可を受けている施設※2,3を運営し、下記の【②対象となる要件】を満たした事業者

- ※1 本町1丁目～5丁目、橋本1丁目
(国道4号線北側・柳町通り東側・平和公園通り西側に囲まれた地区)
- ※2 接待を伴う飲食店
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)
- ※3 酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む)

【②対象となる要件】

令和3年4月26日（月）以前から開業しており、令和3年4月27日（火）0時から令和3年5月9日（日）24時までの期間、5時から21時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

- ※ 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。
- ※ 従前より5時から21時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。

【③支給額の単価】

※ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×13日間		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円	8万3333円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円／日	2.5～7.5万円／日 (1日の売上高の3割)	7.5万円／日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業（B 売上高減少額による方法）				